

理事の職務権限（事案決裁専決事項）

〔一般・人事に関する事案〕

事案		役職名 区分		備考
		代表理事	専務理事	
		専決事項	専決事項	
1	法人業務の基本に関する事			1
2	理事会の招集及び議案の提出に関する事			
3	規程、規則等の制定改廃に関する事			1
4	予算の編成及び決算の調整に関する事			
5	法人の組織及び権限に関する事	重要なもの	軽易なもの	
6	職員の任免・配置に関する事	重要なもの	軽易なもの	
7	時間外勤務命令及び旅行命令に関する事			
8	職員の昇給決定に関する事			2
9	官公庁に対する許認可申請及び届出に関する事			
10	職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事			
11	職員の研修に関する事			
12	外部に対する文書発簡	重要なもの	軽易なもの	
13	文書管理の決裁に関する事	重要なもの	軽易なもの	

- （備考） 1 代表理事専決事項であっても、法人運営に重大な影響があるものを除く。
2 代表理事専決であっても、該当者との協議事項とする。

〔法人収入に関する事案〕

事 案		役職名	代 表 理 事	専 務 理 事	備 考
		区 分	専 決 事 項	専 決 事 項	
1	委託費及び補助金の収入に関する事案				
2	その他の収入に関する事案				

〔法人支出に関する事案〕

事 案		役職名	代 表 理 事	専 務 理 事	備 考
		区 分	専 決 事 項	専 決 事 項	
1	物品の購入及び売却又は廃棄に関する事案		500万円以上 5,000万円未満	500万円未満	
2	請負又は委託に関する事案		500万円以上 5,000万円未満	500万円未満	
3	報酬、給与、旅費、賃金、日用品等定期的支出に関する事案				

注1 代表理事の専決事項については執行後、直近に開催される理事会に必ず報告するものとする。

注2 本表の決定事項と諸規程が競合する場合は、本表による決定事項が優先するものとする。

注3 法人収入及び支出に関する事案の内、法人運営に重大な影響があるものを除く。